

9月は屋外広告物美化強調月間です

屋外広告物の設置場所や大きさなどは、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」のため規制されています。

岡都市計画課(☎826-1111 内線2361)

屋外広告物は許可が必要です

まちの良好な景観を創り出すため、屋外広告物の設置には、原則として許可を受ける必要があります。ただし、自家広告物(店名、営業の内容などを自分の住所や営業所などに表示する広告物)は、表示面積により許可がいらぬ場合があります。

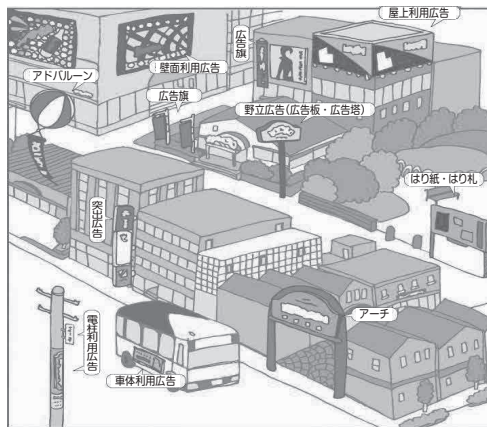
※許可手続きや許可基準など、詳しくはお問い合わせください。

違反広告物に対する措置、罰則

許可が必要にもかかわらず、無許可のまま表示したときは、違反広告物として除却命令の対象になるほか、最高で100万円の罰金が科されることがあります。また、有効期間(最長3年)が切れた屋外広告物も、違反広告物として除却命令の対象になりますので、ご注意ください。

屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板などです。



社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

Vol.3 ~10月から個人番号の通知がはじまります~

岡行政経営課(☎826-1111 内線2496)、市民課(☎内線2286)

①自分の個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」を受け取りましょう
マイナンバー法が10月5日に施行され、順次、住民票の住所に簡易書留で「通知カード」が届きます。大切な郵便ですので、必ず受け取ってください。
今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住民票の異動をお願いします。

②「個人番号カード」(顔写真付きICカード)の交付を希望する方は、交付申請をしてください
受け取った「通知カード」に同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函するか、スマートフォンなどを利用したWEB申請で交付申請をしてください。(交付手数料は無料です)

コールセンター
日本語 0570-20-0178
外国語 0570-20-0291
※9:30~17:30(土日祝日を除く)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

③平成28年1月以降個人番号カードの交付が始まります
確定次第、市ホームページなどでお知らせする予定です。



【通知カード送付に係る居所情報の申請について】

次に該当する方は通知カードが送付される前に居所情報(送付先)を申請してください。

◎申請が必要な方

- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

◎申請手続

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を提出し、申請が認められた方は、住民票の住所地ではなく、現在の居所で通知カードを受け取ることができます。

なお、申請にあたっては、本人確認書類や居住を証明する書類の添付が必要です。詳しくは市民課までお問い合わせください。

合わせください。

◎申請期限

9月25日(金)まで(市民課持参または必着)

~個人番号カードのおすすめポイント~

- 個人番号を証明する書類として、また、公的な身分証明書として使用できます。
- 電子証明書が標準搭載されていますので、e-Taxなど各種の行政手続のオンライン申請に利用できます。
- 平成28年4月から土浦市民を対象として、全国の主要なコンビニ*で住民票などの証明書が取得できるコンビニ交付が利用できます。
*全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セイコーマート